

令和7年4月1日以降に完了検査申請書に添付する図書及び書類

以下の場合に応じた図書及び書類を添付してください

No	添付する図書及び書類	根拠規定
1	建築確認を指定確認検査機関で受けた場合 当初の建築確認及び計画変更に要した図書及び書類	建築基準法施行規則（以下「規則」という）第4条第1項第1号
2	都市緑地法第43条第1項の認定を受けた場合 当該認定に係る認定書の写し	規則第4条第1項第3号
3	建築物省エネ法第10条第1項の規定により省エネ基準に適合させなければならない建築物の場合は、①及び以下②～⑨のいずれかの図書及び書類	規則第4条第1項第4号、第6号
	①省エネ基準に係る工事監理の状況を記載した省エネ基準工事監理報告書 【様式第8条の1】省エネ基準工事監理報告書（仕様基準） 【様式第8条の2】省エネ基準工事監理報告書（標準計算法） 【様式第8条の3】省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法） 【様式第8条の4】省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法（小規模版）） 【様式第8条の5】省エネ基準工事監理報告書（標準入力法） 「工事監理報告書」の様式は、都市計画課HPから入手してください。	規則第4条第1項第6号 笠岡市建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱
	②建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書の書類	規則第4条第1項第4号イ
	③設計住宅性能評価に要した図書及び書類	規則第4条第1項第4号ロ
	④建設住宅性能評価の検査を受けた場合 検査報告書又はその写し	規則第4条第1項第4号ハ
	⑤長期優良住宅認定に要した図書及び書類（省エネ性能に係るもの）	規則第4条第1項第4号ニ
	⑥長期使用構造等であることの確認書に要した図書及び書類（省エネ性能に係るもの）	
	⑦特殊の構造又は設備を用いる建築物の大臣認定に要した図書及び書類	規則第4条第1項第4号ホ(1)
	⑧性能向上計画認定に要した図書及び書類	規則第4条第1項第4号ホ(2)
	⑨低炭素建築物新築等計画の認定に要した図書及び書類	規則第4条第1項第4号ホ(3)
	軽微な変更がある場合、該当する以下①～③の図書及び書類	規則第4条第1項第5号、第6号

4	①建築基準法施行規則第3条の2に規定する軽微な変更がある場合 当該変更の内容を記載した書類	規則第4条第1項 第5号
	②建築物省エネ法施行規則第5条に規定する軽微な変更のうち再計算 によって省エネ基準適合が明らかな変更の場合 軽微変更該当証明書及び当該証明に要した図書の写し	規則第4条第1項 第6号 笠岡市建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱
	③建築物省エネ法施行規則第5条に規定する軽微な変更のうち上記② 以外の軽微な変更の場合 軽微な変更説明書及び当該変更内容を説明する図書 ※「軽微な変更説明書」の様式は、都市計画課HPから入手してください。	
5	代理者によって検査の申請を行う場合 委任状又はその写し	規則第4条第1項 第7号

完了検査の実施方法等について

完了検査は、対象建築物の工事が確認に要した図書のとおり実施されたものであるかを確かめるため各種の検査結果報告書、工事写真等の確認を行う書類検査、目視検査、簡易な計測機器による測定、動作確認及び設計者・工事監理者へのヒアリング等により実施しますので、下記を参考に完了検査時には現地に各種書類をご準備ください。

完了検査時に現地に用意しておく図書及び書類

No	用意図書及び書類
1	各種品質管理記録など
2	各種自主検査記録など
3	各種納品書、納品仕様書、品質証明書など
4	工事写真 ※完了検査時に現地で直接確認できない部位を確認できるように、工事写真を撮影・整理してください。 完了検査時に現地に用意しておく図書及び書類 ※撮影箇所は次の工事写真リスト（例）を参照ください
5	その他施工関連図書

（例）工事写真

No	対象	写真の部分
1	材料	構造耐力上主要な部分の材料のラベル、梱包など 鉄筋、コンクリート、柱、はり、筋かい、耐力面材、土台等木材、接合金物・接合具など
	基	支持地盤の状況、レベルなど
	業後	配筋の状況（底盤、立上り、開口補強、配管用スリーブ等）

2	礎	コンクリート打設前	アンカーボルト（ホールダウン用、土台用）の設置状況（埋め込み長さ、フック） 型枠の施工状況（各部の寸法、立上り型枠補強）
			脱型時期の記録 ジャンカ、コールドジョイント等の有無
3	木造の部分		防腐防蟻処理の範囲
			柱、筋かい、耐力面材、火打材、桁行筋かい等構造材の配置
			接合金物の配置（柱頭・柱脚、筋かい端部、火打、土台）
			接合部に応じた接合具の種類、本数 耐力面材に用いられる接合具の種類、間隔
4	屋	根	瓦等、屋根ふき材の留付状況
5	大臣認定品		耐力壁、準耐力壁等の仕様
6	省エネ関係		断熱材等の種類、厚さ、施工状況など
			構造熱橋部の断熱補強等の仕様・範囲 換気ダクトの施工状況など

令和7年4月1日以降、特に留意する必要書類がある場合

検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限

木造2階建て一戸建て住宅などの旧四号建築物は、建築基準法第7条の6（検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限）の規定が適用されてきませんでしたが、改正法施行（令和7年4月1日）以降は新二号建築物に該当し、法第7条の6に基づき検査済証の交付を受けた後でなければ、使用できなくなります。

建築主が自ら手配した設備機器等の設置について

省エネ基準に関する完了検査は省エネ計画書等のおりに施工されていることを現場で確認しますので、完了検査前に建築主が自ら手配した省エネ計画書等に記載の無い設備機器等を設置しないようご注意ください。